

市長部局発注工事と企業局発注工事の合併入札に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、同一現場内で同一時期に行われる複数の工事について、現場施工の円滑化や入札事務の効率化を図るため、市長部局発注工事において実施している「合併入札」について、下水道事業の公営企業化に伴い、企業局発注となる下水道工事との合併入札を継続実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(合併入札となる対象)

第2条 合併入札となる対象は同一現場で同一時期に行われる市長部局発注の土木一式工事と企業局発注の下水道工事とする。この場合、設計担当者は諸経費を調整した上で、各工事の設計金額を算出するものとする。

(主務課)

第3条 合併入札による工事全体の主務課は、設計金額が最も高額な工事の発注課とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入札案内)

第4条 対象となる合併入札の入札案内は、総務部契約検査課と企業局企業総務部契約管財課の連名で総務部契約検査課のホームページに掲載する。この場合において、入札申込、設計図書の間覧及び配布は、総務部契約検査課において行う。

(業者選定)

第5条 設計額が1,000万円以上の工事の指名競争入札の参加人の選択及び設計額300万円以上の随意契約の審査については、合併入札に係る建設工事契約審査委員会に諮るものとする。

(指名通知)

第6条 対象となる案件の指名競争入札通知書は、それぞれの工事ごとに各発注者が作成したものを併せて通知するものとする。

(入札執行)

第7条 合併入札の方法により入札を執行する場合における予定価格及び最低制限価格は各工事の予定価格の和（以下「合併入札予定価格」という。）及び最低制限価格の和（以下「合併入札最低制限価格」という。）とする。

(契約金額の算出)

第8条 契約金額は、落札額をそれぞれの設計金額に応じて按分した額に消費税等を加えた額とする。ただし、千円未満の端数は設計金額が最も低額の工事案件に入れるものとする。

(入札結果の公表)

第9条 入札結果については総務部契約検査課のホームページ及び窓口にて公表する。この場合、予定価格及び最低制限価格については合併入札予定価格及び合併入札最低制限価格をもって行うものとする。

(契約の手続き)

第10条 契約書は、それぞれの工事ごとに、各発注者が作成するものとする。

2 落札者決定以降の契約締結までの事務については市長部局発注工事は総務部契約検査課で、企業局発注工事については企業局企業総務部契約管財課にて取り扱う。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。